

令和2年7月10日  
記者発表資料

## 令和2年財務監査（定期監査）等の中間結果及び財務監査（随時監査）の結果について

監査委員は、令和2年1月14日から同年5月8日までの間に、出先機関355か所のうち83か所について、財務監査（定期監査）及び行政監査を実施し、14か所で15件の指摘事項が認められました。また、令和2年6月30日及び同年7月2日に、本庁機関1か所及び出先機関1か所について、財務監査（随時監査）を実施し、3件の指摘事項が認められました。

### 【令和2年財務監査（定期監査）等の中間結果】

実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内訳			
			不適切事項		要改善事項	
	箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
83	14	15	14	15	0	0

（参考） 令和元年の中間結果

77	20	30	20	29	1	1
----	----	----	----	----	---	---

不適切事項とは、「法令等に違反するもの」「不経済な行為又は損害が生じているもの」「事務処理等が適切でなくもの」などに該当するものです。

要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

令和元年の中間結果において、不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しません。

### 特記すべき不適切事項

#### 1 金額的に特記すべき事案

(1) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの・・・1件

##### 所得税及び復興特別所得税の未納付

- 歳計外現金事務において、講師謝金に係る所得税及び復興特別所得税1件、261,245円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税13,000円の賦課決定を受けて同額を納付していた。

（産業労働局神奈川県立東部総合職業技術校）

(2) 収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの・・・1件

##### 決裁権者の誤り

- 支出事務において、総合建物管理業務委託契約（契約額17,245,440円）の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、平成31年4月分から令和元年10月分までの支出命令（支出額計9,980,854円）について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。

（健康医療局神奈川県立よこはま看護専門学校）

(3) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの・・・2件

##### 検査調書に係る報告先の誤り

- 総合建物管理業務委託契約（契約額17,245,440円）に係る平成31年4月分から令和元年10月分までの検査調書について、神奈川県財務規則の規定に反し、校長に報告すべきところ、次長に報告していた。

（健康医療局神奈川県立よこはま看護専門学校）

#### 契約の遅れ

- 機械警備業務委託契約（契約総額 575,871 円、契約期間：令和元年5月17日から令和6年3月31日まで）について、業務の開始後に契約を締結していた。また、収容動物飼養・庁舎総合管理委託契約（契約額 14,742,000 円、契約期間：令和元年6月1日から令和2年3月31日まで）について、契約の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である令和元年7月26日から遡及して同年6月1日から契約の効力が生じることとしていた。

（健康医療局神奈川県動物愛護センター）

## 2 内容的に特記すべき事案

- ・ 同一箇所での同一の法律・規則違反が3回以上行われた事案・・・1件

#### 目的外使用許可の手續未済

- 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手續を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料12件、29,736円が徴収不足であつた。

（教育委員会神奈川県立総合教育センター）

令和2年財務監査（定期監査）等の中間結果の詳細については、別添1のとおりです。なお、他の監査実施箇所については、今回報告分を含めて、10月上旬に改めて結果の概要をお知らせする予定です。

### **【財務監査（随時監査）の結果について】**

今回実施した財務監査（随時監査）は、令和元年の財務監査（定期監査）の結果、指摘等が認められた出先機関のうち1か所について、その後の対応などを補完的に監査（補完的財務監査）し、また、令和元年の財務監査（定期監査）において、継続して包括外部監査契約の状況を確認する必要があると認められた本庁機関1か所について、当該契約の状況を臨時に監査（臨時財務監査）したものです。その結果については、別添2のとおりです。

#### **問合せ先**

---

神奈川県監査事務局総務課

課長 守屋 電話 045-285-5053

副課長 中嶋 電話 045-285-5054

## 神奈川県監査委員報告第 10 号

## 監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

令和 2 年 7 月 10 日

神奈川県議会議長	嶋 村 ただし 殿
神奈川県知事	黒 岩 祐 治 殿
神奈川県教育委員会教育長	桐 谷 次 郎 殿
神奈川県公安委員会委員長	大 崎 哲 郎 殿

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	梅 沢 裕 之
同	小野寺 慎一郎

**第 1 監査の種類**

財務監査（定期監査）及び行政監査

**第 2 監査の対象****1 財務監査（定期監査）**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

**2 行政監査**

事務の執行（1 に定める監査の対象を除く。）

**第 3 監査の着眼点**

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

**第 4 監査実施箇所数**

出先機関 355 か所のうち、令和 2 年 5 月 8 日までに監査の結果を取りまとめた 83

か所（他の監査実施箇所については、今後、監査の結果を取りまとめ次第報告する予定）

## 第5 監査実施期間

令和2年1月14日から同年5月8日まで  
（職員調査は、令和元年12月2日から令和2年3月24日まで実施）

## 第6 監査の実施内容

### 1 財務監査（定期監査）

令和元年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- ア 予算執行の適否
- イ 収入の適否
- ウ 支出の適否
- エ 会計事務処理の適否
- オ 契約締結手続及び履行の適否
- カ 課税徴収事務の適否
- キ 工事執行の適否
- ク 補助金その他財政的援助の適否
- ケ 現金及び有価証券の出納保管の適否
- コ 財産の取得、管理及び処分の適否
- サ 庶務事務執行の適否
- シ その他必要と認める事項

### 2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- ア 事務事業執行の適否
- イ 組織及び執行体制の当否
- ウ その他必要と認める事

## 第7 監査の結果

### 1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項は不適切事項15件であり、これを局等別に示すと次表のとおりである。なお、要改善事項は認められなかった。

局 等	実施箇所数	不適切事項が認められた箇所	
		箇所数	件数
政 策 局	か所 2	か所 0	件 0
総 務 局	5	1	1
国際文化観光局	1	0	0
ス ポ ー ツ 局	1	0	0
環 境 農 政 局	5	1	1
福祉子どもみらい局	4	1	1
健康医療局	5	2	3

産業労働局	6	1	1
県土整備局	3	0	0
企業庁	9	2	2
教育委員会	26	6	6
公安委員会	16	0	0
計	83	14	15

(注) 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令等に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

3 スポーツ局には神奈川県立スポーツセンター(令和2年4月1日神奈川県立体育センターを改称)を含めている。

## 2 不適切事項

### (1) 項目別件数内訳

不適切事項 15 件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項目	件数	構成率
	件	%
予算執行	1	6.7
収入	0	0
支出	2	13.3
会計事務処理	0	0
契約	6	40.0
課税徴収	0	0
工事	1	6.7
補助金	0	0
現金・有価証券	0	0
財産	4	26.7
庶務	0	0
その他	1	6.7
計	15	100.0

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目を合計しても100にならない場合がある。

(2) 特記すべき事案

不適切事項 15 件のうち、特記すべきものが次のとおり 7 件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(ア) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が 5 万円以上のもの  
該当なし。

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が 10 万円以上のもの

歳計外現金事務において、講師謝金に係る所得税及び復興特別所得税 1 件、261,245 円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税 13,000 円の賦課決定を受けて同額を納付していた。

(産業労働局神奈川県立東部総合職業技術校 p. 7)

(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの（契約手続に関するものを除く。）

支出事務において、総合建物管理業務委託契約（契約額 17,245,440 円）の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、平成 31 年 4 月分から令和元年 10 月分までの支出命令（支出額計 9,980,854 円）について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。

(健康医療局神奈川県立よこはま看護専門学校 p. 6)

(エ) 財産管理に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの  
該当なし。

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が 1,000 万円以上のもの

○ 総合建物管理業務委託契約（契約額 17,245,440 円）に係る平成 31 年 4 月分から令和元年 10 月分までの検査調書について、神奈川県財務規則の規定に反し、校長に報告すべきところ、次長に報告していた。

(健康医療局神奈川県立よこはま看護専門学校 p. 6)

○ 機械警備業務委託契約（契約総額 575,871 円、契約期間：令和元年 5 月 17 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）について、業務の開始後に契約を締結していた。また、収容動物飼養・庁舎総合管理委託契約（契約額 14,742,000 円、契約期間：令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）について、契約の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である令和元年 7 月 26 日から遡及して同年 6 月 1 日から契約の効力が生じることとしていた。

(健康医療局神奈川県動物愛護センター p. 7)

(カ) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が 1,000 円以上のもの  
該当なし。

## イ 内容的に特記すべき事案

### (7) 法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの

a 同一箇所異なる法律・規則違反が3件以上あったもの  
該当なし。

b 同一箇所同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

#### (a) 支出

総合建物管理業務委託契約（契約額 17,245,440 円）の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、平成 31 年 4 月分から令和元年 10 月分までの支出命令（支出額計 9,980,854 円）について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。【再掲】

（健康医療局神奈川県立よこはま看護専門学校 p. 6）

#### (b) 契約

総合建物管理業務委託契約（契約額 17,245,440 円）に係る平成 31 年 4 月分から令和元年 10 月分までの検査調書について、神奈川県財務規則の規定に反し、校長に報告すべきところ、次長に報告していた。【再掲】

（健康医療局神奈川県立よこはま看護専門学校 p. 6）

#### (c) 財産

教育財産の目的外使用許可の処理を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料 12 件、29,736 円が徴収不足であつた。

（教育委員会神奈川県立総合教育センター p. 7）

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

該当なし。

(イ) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの

c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの

d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの

いずれも該当なし。

## 3 要改善事項

該当なし。

## 4 箇所別の監査結果

監査した 83 か所のうち、不適切事項が認められた箇所は 14 か所、認められなかった箇所は 69 か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

(1) 不適切事項が認められた箇所 (14 か所、15 件)

ア 総務局 (1 か所、1 件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県川崎県税事務所	令和2年2月6日(令和元年12月17日職員調査)	契約事務において、LAN配線工事契約(契約額2,149,200円)の締結に当たり、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.7%とすべきところ、これを契約書に記載していなかった。

イ 環境農政局 (1 か所、1 件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県自然環境保全センター	令和2年3月10日(令和2年1月30日及び同月31日職員調査)	予算の執行において、埼玉県長瀬射撃場ライフル射撃場の利用料(11月分)11,490円の執行に当たり、保険料(300円)については「(節) 役務費」とすべきところ、使用料と併せて全額を「(節) 使用料及び賃借料」で執行していた。

ウ 福祉子どもみらい局 (1 か所、1 件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県厚木児童相談所	令和2年4月2日(令和元年12月20日職員調査)	契約事務において、別館庁舎機械警備委託契約(契約総額301,320円、契約期間:令和元年8月29日から令和4年3月31日まで)の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。

エ 健康医療局 (2 か所、3 件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県立よこはま看護専門学校	令和2年4月23日(令和元年12月10日職員調査)	1 支出事務において、総合建物管理業務委託契約(契約額17,245,440円)の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、平成31年4月分から令和元年10月分までの支出命令(支出額計9,980,854円)について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。 [特記前出] 2 契約事務において、総合建物管理業務委託契約(契約額17,245,440円)に係る平成31年4月分から令和元年10月分までの検査調書について、神奈川県財務規則の規定に反し、校長に報告すべきところ、次長に報告していた。 [特記前出]



神奈川県動物愛護センター	令和2年1月31日(令和元年12月9日職員調査)	契約事務において、機械警備業務委託契約(契約総額575,871円、契約期間:令和元年5月17日から令和6年3月31日まで)について、業務の開始後に契約を締結していた。また、収容動物飼養・庁舎総合管理委託契約(契約額14,742,000円、契約期間:令和元年6月1日から令和2年3月31日まで)について、契約の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である令和元年7月26日から遡及して同年6月1日から契約の効力が生じることとしていた。[特記前出]
--------------	--------------------------	---

オ 産業労働局 (1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県立東部総合職業技術校	令和2年2月10日(令和元年12月3日及び同月4日職員調査)	歳計外現金事務において、講師謝金に係る所得税及び復興特別所得税1件、261,245円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税13,000円の賦課決定を受けて同額を納付していた。[特記前出]

カ 企業庁 (2か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県企業庁藤沢水道営業所	令和2年4月15日(令和2年1月28日及び同月29日職員調査)	工事事務において、企藤第23号藤沢市本鵜沼2丁目13番付近配水管改良工事測量業務委託の設計額の積算に当たり、路線測量について、設計数量を誤って積算するなどしていたため、設計額(3,157,000円)が55,000円過大であった。
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所	令和2年2月6日(令和2年2月5日及び同月6日職員調査)	支出事務において、平成31年3月分の相模川水系ダム管理事務所管内電気通信及びダム水路施設巡回点検業務委託料1,947,510円について、契約で定められた期限までに支払を行ってなかった。その結果、遅延利息6,700円を支払っていた。

キ 教育委員会 (6か所、6件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県立総合教育センター	令和2年2月14日(令和元年12月23日及び同月24日職員調査)	財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料12件、29,736円が徴収不足であった。[特記前出]

神奈川県立弥栄高等学校	令和2年3月30日(令和2年1月15日職員調査)	契約事務において、水質検査業務の委託契約(契約額23,760円)について、受託者ではなく、受託者が再委託した者が発行した検査結果報告書に基づいて履行確認を行っていた。
神奈川県立厚木北高等学校	令和2年5月8日(令和2年3月13日職員調査)	財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料2件、3,906円が徴収不足であつた。
神奈川県立座間高等学校	令和2年3月30日(令和2年1月16日職員調査)	財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線及び街路灯が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料2件、4,956円が徴収不足であつた。
神奈川県立大井高等学校	令和2年1月17日(令和元年12月2日職員調査)	契約事務において、学校機械警備委託契約(契約総額1,857,612円、契約期間：平成30年4月1日から令和5年3月31日まで)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までにを行うべきところ、同年11月7日に行っていた。
神奈川県立三ツ境養護学校	令和2年4月23日(令和2年2月28日職員調査)	財産管理事務において、下水道管きよの耐震化工事に伴う土質調査実施に係る教育財産の目的外使用許可に当たり、当該調査は地方公営企業が行うものであるため、教育財産の目的外使用許可取扱要領に定める使用料減免の対象とならないにもかかわらず、使用料を免除していた。これにより、令和元年度の使用料1件、4,330円が徴収不足であつた。

(2) 不適切事項が認められなかった箇所(69か所)

ア 政策局(2か所)

神奈川県統計センター、神奈川県立公文書館

イ 総務局(4か所)

神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所

ウ 国際文化観光局(1か所)

神奈川県パスポートセンター

エ スポーツ局(1か所)

神奈川県立スポーツセンター(令和2年4月1日神奈川県立体育センターを改称)

**オ 環境農政局（４か所）**

神奈川県環境科学センター、神奈川県横浜川崎地区農政事務所、神奈川県立かながわ農業アカデミー、神奈川県東部漁港事務所

**カ 福祉子どもみらい局（３か所）**

神奈川県立かながわ男女共同参画センター、神奈川県立女性相談所、神奈川県平塚児童相談所

**キ 健康医療局（３か所）**

神奈川県小田原保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県食肉衛生検査所

**ク 産業労働局（５か所）**

神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所、神奈川県障害者職業能力開発校

**ケ 県土整備局（３か所）**

神奈川県リニア中央新幹線推進事務所、神奈川県流域下水道整備事務所、神奈川県城山ダム管理事務所

**コ 企業庁（７か所）**

神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁寒川浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

**サ 教育委員会（20か所）**

神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立図書館、神奈川県立横浜翠嵐高等学校、神奈川県立磯子高等学校、神奈川県立氷取沢高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立瀬谷西高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立相模原青陵高等学校、神奈川県立大楠高等学校、神奈川県立横須賀明光高等学校、神奈川県立平塚農業高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立小田原東高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、神奈川県立厚木東高等学校、神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立岩戸養護学校

**シ 公安委員会（16か所）**

神奈川県山手警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県相模原警察署

神奈川県監査委員報告第 11 号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

令和 2 年 7 月 10 日

神奈川県議会議長 嶋 村 た だ し 殿  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
同 太 田 眞 晴  
同 吉 川 知 恵 子  
同 梅 沢 裕 之  
同 小 野 寺 慎 一 郎

**第 1 監査の種類**

財務監査（随時監査）

**第 2 監査の対象**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

**第 3 監査の着眼点**

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

**第 4 監査実施箇所数**

本庁機関 1 か所及び出先機関 1 か所

## 第5 監査実施日

令和2年6月30日及び同年7月2日

## 第6 監査の実施内容

### 1 補完的財務監査

令和元年の財務監査（定期監査）の結果、指摘等が認められた出先機関のうち1か所について、その後の対応などを補完的に監査した。

### 2 臨時財務監査

令和元年の財務監査（定期監査）において、継続して包括外部監査契約の状況を確認する必要があると認められた本庁機関1か所について、当該契約の状況を臨時に監査した。

## 第7 監査の結果

監査の結果、本庁機関1か所及び出先機関1か所において不適切事項が2件、要改善事項が1件認められた。

### 1 補完的財務監査

補完的財務監査を実施した次の出先機関1か所において、不適切事項が2件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

#### 福祉子どもみらい局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県立おおいそ学園	令和2年7月2日 (令和元年8月28日職員調査)	収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 職員から徴収する給食費の立替収入456件、2,394,308円について、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領に基づき、毎月、納入義務者である職員ごとに調定し、収入すべきところ、庶務事務システム（以下「システム」という。）により該当職員の給与から引き去り、所属の親睦会名義の銀行口座に数か月間保管するなどした後、所属の管理課長を納入義務者として数か月分をまとめて調定し、収入していた。また、システム上、円単位の引き去りができなかったため、一部の職員について、調定額と異なる金額を引き去った結果、給食費の負担が適正なものとなっていなかった。

		2 児童福祉施設措置費負担金 4 件、14,919,170 円について、調定が 3 月を超えて遅れていた。
--	--	---

## 2 臨時財務監査

臨時財務監査を実施した次の本庁機関 1 か所において、要改善事項が 1 件認められた。なお、不適切事項は認められなかった。

### (1) 監査実施箇所名

総務局総務室

### (2) 監査実施日

令和 2 年 6 月 30 日（令和 2 年 2 月 10 日職員調査）

### (3) 要改善事項

#### 包括外部監査契約に関する件

包括外部監査契約に係る契約の相手方の選定について、神奈川県財務規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、競争的手続を経るものとされているにもかかわらず、当該手続を経ずに一者随意契約を行っていた。また、包括外部監査人が包括外部監査契約に基づき行う監査の範囲には、地方自治法（以下「法」という。）第 199 条第 2 項に定める普通地方公共団体の事務の執行についての監査（以下「行政監査」という。）は含まれていないのに、包括外部監査の結果報告書（以下「報告書」という。）において、行政監査として県の事務の執行を対象に監査した結果によると認められるものを「監査の結果及び意見」として記載しているものが散見されており、包括外部監査人に対する監査の範囲についての周知等が十分でなかった。

総務局総務室（以下「総務室」という。）では、法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、毎年度、包括外部監査契約を弁護士、公認会計士、税理士等と締結しており、平成 30 年度における契約額は 21,665,000 円となっている。

今回、令和元年の財務監査（定期監査）において、継続して包括外部監査契約の状況を確認する必要があると認められたことから、当該包括外部監査契約の状況を臨時に監査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### ア 包括外部監査契約に係る契約の相手方の選定について

包括外部監査契約に係る契約の相手方については、法第 252 条の 28 第 1 項及び第 2 項の規定により、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、税理士等であるものとされている。

本県では、包括外部監査契約に係る契約の相手方の選定について、平成 11 年度の制度導入時から、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、毎年

度、上記の要件に該当する者と一者随意契約を締結している。そして、このことについて、総務室は、包括外部監査契約は競争になじまないとする制度導入当時の自治省（当時）の見解を踏まえたものであるとしている。

しかしながら、本県における随意契約見直しの取組を踏まえて平成 27 年に追加された規則第 50 条の 3 第 1 項の規定によれば、政令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する契約であっても、予定価格の額が 100 万円を超える業務の請負契約については、競争入札の方法による場合や、個々の契約の特殊性から規則第 50 条の 3 第 1 項各号に該当する場合を除き、事前公募などの競争的手続を経るものとされているところ、包括外部監査契約は同項各号のいずれにも該当しないにもかかわらず、従前同様、競争的手続を経ずに一者随意契約を締結していたもので、適切とは認められない。

#### イ 包括外部監査人が行う監査の範囲について

包括外部監査人は、平成 30 年度の包括外部監査において、「環境政策に関する事業の財務事務の執行について」などを特定の事件として選定し、平成 31 年 1 月に報告書を提出している。

包括外部監査契約に基づき行う監査については、法第 252 条の 37 第 1 項の規定により、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理のうち、法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件についての監査（以下、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理についての監査を「財務監査」という。）とされており、行政監査は包括外部監査人が行う監査の範囲には含まれていない。これは、包括外部監査人が普通地方公共団体の外部から契約に基づいて監査を行うことを踏まえ、客観的な判断が基本とされる財務監査にまずは限定することが適当であると判断されたことによると解されている。

しかしながら、包括外部監査人から提出された報告書をみると、行政監査として県の事務の執行を対象に監査した結果によると認められるものを「監査の結果及び意見」として記載しているものが散見された。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

##### <事例>

包括外部監査人は、報告書において、環境農政局総務室が行っている森林組合の検査について、現状、全ての組合について毎年検査を行っていないことから、森林組合法では毎年 1 回を常例として検査を行うこととされているため、毎年検査を行うことが望ましいとの意見を述べている。

県が行う森林組合の検査は、県の財務に関する事務の執行や県の経営に係る事業の管理には該当しないことから、上記の意見は、行政監査として県の事務の執行を対象に監査した結果によるものと認められる。

このように、包括外部監査人が行う監査の範囲には含まれていない行政監査が行われていることは、包括外部監査契約の対象とはならない費用が監査費用として計上される結果となるなどのほか、法に基づく包括外部監査がその趣旨を踏まえて適

切に行われていないとの懸念を生じさせることにもなる。

このような状況となっていることについて、総務室は、包括外部監査人に対して、包括外部監査人が行う監査の範囲等を示した資料を提供し、その内容を説明したとしているが、包括外部監査契約書においては、包括外部監査人が行う監査の範囲に行政監査が含まれていないことを具体的に明示した条項等はないことや、過年度の報告書においても同様な事態が見受けられることも踏まえると、総務室において、包括外部監査人に対する監査の範囲についての周知等が十分でなかったものと認められる。

以上のことから、包括外部監査契約に係る契約の相手方の選定を適切に行うとともに、法に基づく包括外部監査がその趣旨を踏まえて適切に行われるよう、次のとおり改善する必要がある。

ア 包括外部監査契約に係る契約の相手方の選定に当たっては、規則に基づき、事前公募などの競争的手続を経ることとすること

イ 包括外部監査人が行う監査の範囲には行政監査が含まれないことを包括外部監査契約書において明示することとともに、包括外部監査人に対して、その趣旨を周知徹底すること